

第五回國會議院 地方行政委員會議錄第二十九号

昭和二十四年五月二十二日（日曜日）

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中島守利君

理事大泉 寛三君、理事川西 清君

理事川本 米治君、理事福田 篤彦君

理事立花 敏男君、理事岡司 安正君

生田 和平君、大内 一郎君

河原伊三郎君、清水 逸平君

野村專太郎君、龍野喜一郎君

尾鹿 覺君、門司 亮君

千葉 三郎君、谷口善太郎君

井出一太郎君

出席國務大臣

國務大臣 木村小左衛門君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日のお開議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一七九号）

請願

一 世田谷区の民主商工会代表

釈放に関する請願（岡田春夫

君紹介（第六七二号）

二 奈良の彫刻に対する生産課

税免除の請願（前田正男君紹

介）（第一四六〇号）

三 山口縣下の市財政救済に関

する請願（青柳一郎君紹介）

（第一五三七号）

四 炭鉱労働者住宅に対する不

動産取得税免除の請願（神田

博君紹介）（第一六五八号）

五 映画、演劇入場税軽減の請願外一件（塚田十一郎君外一名紹介）（第四一〇号）

六 藝術奨励のための文化運動に対する入場税免除の請願

（早稻田柳右三門君紹介）（第一〇四〇号）

七 引揚促進映画の入場税免除に関する請願（安部俊吾君紹介）（第二二五九号）

〇中島委員長 これより開会いたします。

本日は諸種の都合により、一旦休憩したいと思っておりますが、一旦休憩したいと思っておりますか。

〔異議なし〕と呼ぶものあり

〇中島委員長 御異議なきものと認め、暫時休憩して、午後一時二十分より再開いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時二十六分開議

〇中島委員長 これより委員会を開会いたします。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案に対する質疑は終了いたしました。ただいま委員長の手元へ五派提案の修正案が提出されておりますので、これが趣旨弁明を求めます。

〇川本委員 地方税法の一部を改正する法律案の修正案を、共産党を除き、する各党の賛成を得ましてこれを提案したいと思っております。その理由を一応申し上げます。

ただいま上程されました地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、修正の要旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の第一点は、改正法案において、滞納処分に関する規定が第四十五條の二以下同條三十五までの三十四箇條の條文として新たに追加されましたもの、この際全部削除し、滞納処分については現行法通り國稅の例によることとし、従いまして第二十四條を復活することとしたのであります。政府の説明によりますと、現行法の上りな規定の仕方では、手続きに明確な欠き、住民の財産に強制権を發動する重要な規定を本法中に欠いておるといふことは適当でないといふので、この規定を設けたものであるといふのであります。が、國稅と地方稅とは、その性格上おのずから異つた点があるのであります。その賦課、徴收はもとより、滞納処分の場合といへども、自治の精神に立脚して行われるべきものであつて、強権を發動するときはつとめて避けるべきであると思つております。加うるに市町村の徴稅吏員に、國の稅務官吏と同じ権限を与へることなどは、法律上からも幾多の疑義があるのであります。まして、なお十分審議検討を要するものと考へられるのであります。ことにこの規定を新たに設けることによつて、滞納処分が従来より強化されることは容易に想像されるのであり、またそこに改正の目的があると思われ、のであるが、その結果地方人心に与へる影響には、まことに憂慮すべきものがあるのであります。かような理由から、一応これを現行法通りにいたしたいと思つております。

次に修正案の第二点は、改正案では第七十五條及び第七十六條において、入場税に関する規定を改めて、課税對象を四種類に区分し、従来不明確であつた美術館、博物館等の、文化的な教育施設を、第二種の施設として明示し、さらに新たに遊覧船や遊覧自動車等を第四種の施設として、課税の對象と定め、この二種について税率を百分の六十として、他の純然たる興業の施設と區別して、低い税率を課することを定めておるのであります。が、美術館、博物館等の文化教育の施設を課税の對象とすること自体が、不穩当であるばかりでなく、入場税については、室面的に再検討を行ふべき時期に立ち至つておるのでありますから、この際これを現行法通りに戻しておき、税制の根本的改革が行われる際まで十分研究調査をしたいと思つております。修正の主要な点であります。これに伴いまして若干の規定の整理をいたしてあります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

〇中島委員長 これより五派提案にかゝる修正案及び原案を一括討論に付します。

〇足鹿委員 私はただいま審議中の地方税法の一部改正法律案につきまして、その修正点を除きました原案に対して、日本社会党を代表いたしまして反対せんとするものであります。

まず最初に原案全体に対する総合的な反対の理由について申し述べたいと存じます。

第一に、地方財政に対する根本的解決策をたな上げにいたしまして、配付税その他の減額の穴埋めに地方自治体並びに地方住民に轉嫁しつつある点についてであります。すなわち政府は当然地方配付税法によりまして、地方公共団体に交付すべき配付税千六百億円を、かつてに五百七十億円に減額したのであります。この差額は実に五百四十九億円の巨額に達するのであります。かりに百歩を譲つて、地方財政委員会が当初予定した八百五十五億との差額についてみましても、なお二百七十億余万円になるのであります。これは当然政府がその責任において、かわるべき財源を確立すべきであるにもかかわらず、その努力を怠り、一切をこの姑息な地方税法の一部改正を通じて、その責任を地方公共団体に轉嫁し、地方財政の窮乏を見殺しにせんとするがごとき、きわめて冷酷な態度といわなければならぬのであります。

また政府は公共事業費の削減により、また國庫支出金の減少並びに地方起債に對して、極度の制限をしたのであります。逆に國家予算におきましては千二百億に及ぶ價格調整費を増額いたしました。これらを見ますときに、地方予算に對するところの犠牲の強要は、はたしてたれのために行われてお

るかということが明らかであります。それで政府は地方予算に対する犠牲の強要によつて生じた穴埋めを地方住民に對して強要し、地方公共団体の上に肩がわりをして、まづたく限度に達しておる地方税を、二倍以上に増徴せんとして本案を提出しておるのであります。すなわち住民税についても六割、地租家屋税二七倍、地方税一・三倍等の引上げは、苛酷というよりも、むしろ實情に反した非常識きわまる施策であると断ぜざるを得ないのであります。これを國稅の面においてあわせ考えてみますと、二十三年度の四千二百二十三億に對し、二十四年度は六千三百五十六億円余でありまして、約六割の國稅の増加になつております。國稅、地方税を合すれば、實に歴大な増徴になつておるのであります。そこでこのような大増徴は、とうてい今までのような、平常の徵稅手段方法をもつてしては、予算額の確保が困難であるとの見通しの上に立つて、権力的徵稅を進めるために、滞納処分、罰則の強化等の今次改正案となつて現われたものであらうと存するのであります。むしろ政府は今日こそ地方財政に對する根本的改革を断行し、行地方自治体を財政的に裏づけるに足る財源を地方に分与し、もつて地方公共団体の健全な發達を企図すべきであるにもかかわらず、一方において地方自治庁を設置し、内務省の復活をはからんとし、依然として地方を中央に隷屬せしめんとするがごとき意圖が、本年度總予算並びに本改正案を通じて明瞭であります。われわれは地方自治擁護の立場から、断固本案に反對するものであります。

次に第二点として申し上げたい点は、もしかりに本案が通過、実施になつたといつても、なお地方財政で相当額の穴がでることは明らかであります。とうてい現状でもつてしては、この穴が埋まらないことは明らかであります。のみならず國家施設の建設維持につき、寄付金徵收の弊風を暗黙のうちに認めるかのごとき態度をとつておるのであります。今回の改正に際しまして、何らこの寄付金徵收の弊風に對し妥當な措置を講じておられないことは、私どもの最も遺憾とするところでありまして、すなわち地方住民に對する税にかわる寄付金の額は、昭和二十二年決算について見ましても、三十二億二千余万円に上つておるのであります。おそらく本年度におきましては、國立大學の建設を始め、六・三制教育施設補助の打切りにより、教育關係の強制寄付金の著しく激増することには疑ふ余地がありません。これらを初めとして警察費、消防費等、その他の現状から推して、本年度のこれら寄付金の推定は、おそらく巨大な額に達することには、疑ふべくもないのであります。地方財政の窮乏に、よく拍車を加え、地方住民の生活を重圧することには、火を見るよりも明らかであります。

この重大な問題に對しても、何ら根本的に手を打たず、依然として地方住民の寄付金によらずには実施できないような制度を立て、その実施を不当に追つたり、政府施策のあと始末を、地方に轉嫁するがごときはもつてのほかであります。この際断固として、排除すべきことが必要であります。

以上これを要しまするに、今次改正案は、地方財政確立の根本に觸れることを避け、部分的一時を糊塗するきわめて拙劣姑息なる案でありまして、絶対に私どもの承服しがたいところであります。

以上一般的な観点から、修正案を除く原案に反對の意見を述べた次第であります。が、本案自体の逐條的な、具体的な点についても、いろ／＼と申し述べたい点はあるのであります。ごく簡単に一、二を拾つて申し上げてみますならば、特に不納煽動に関する罪を設定しておるといふ点等についてであります。現在の納稅の狀態から見まして、税金は民主的に納得の行く納稅を、といふことで、一般もよくその趣旨に立つて考へており、政府みづからそれを主張しておるの際において、一方的に反稅闘争と断定しがちな、権力をもつて彈圧するに都合のいい條文を新しく設けられておるといふ点、あるいは國稅犯刑取締法の適用等は、口に納得納稅を叫びながら、事實は強権によつて事をなさんとする意圖がうかがわれるのであります。私どもはこれらの点につきましても絶対に賛意を表しがたいところでありまして、總括的にまた具体的に申し上げますならば、多々あるのであります。他の事項につきましても前述したところにおいて盡きておると思ひます。今回の改正案は、すでにシヤウブ博士がおいでになつて、中央地方を通じての一貫した稅制整理に着手せんとしつつかあるときにおいて、かような不十分な案を提出され、しかも憲法精神にも抵触するがごとき改正案を出されたことにつきましては、私どもは絶対に承服しがたいところでありまして、本案の修正点を除く他の原案に對しまして、日本社会

党は反對の意思を明らかにしておく次第であります。

○中島委員長 谷口君

○谷口委員 日本共産党も原案並びに修正案に反對するものであります。根本的な点につきましては、今社会党の足鹿委員も指摘されたところでありまして、私どもは今度のこの改正案は、本委員会でもこの國會が始まりまして同時に、非常に問題になりました例の地方配付稅の國の方面における一方的な削減、あの五百數十億にわたる当然支拂わらるべき配付稅を、國が一方的に自分の方へとり込んで、その穴埋めに地方税の上で増徴をやらう、こういう國のやり方が、この改正案になつて現われて來ておると私どもは見えておるのであります。そういう点で明らかに國の財政の都合で、國の負担を地方財政に轉嫁するのである。地方配付稅削減のときにも論ぜられました。今度の場合もにらみ合せて、特に財政法第二條の違反になるものだと私どもは考へておるわけでありまして、ことしの國の予算は九原則の實行のために、一種の至上命令的なやむを得ないものと見て、盛んに政府は地方財政の圧迫も

を合理化しておるのであります。このとき、國民からの税金の増徴という点を越える大資本家を助ける集中生産方式に基く價格調整費その他があるのであります。こういう一方的な、わずかに握りの大資本家を助けるようなごうい費用を削れば、ごういふうに地方財政を圧迫し、あるいは國民から非常な強行手段をもつて税金をたくさんとり立てるといふようなやり方をやらなくとも済むわけでありまして、そ

れをあえてやつていらつしやることに、吉田内閣の人民を收養し、わずかの資本家に奉仕するといふ、反人民的な性格があるものだと私どもは断ぜざるを得ないのでございます。今度の地方税法の一部改正で増徴になります住民税、地租、家屋税及び稅率では、かわらない状態にあるようではあります。が、入場税において非常に稅の対象を広げたこと。こういう点での増徴ということを、一々私どもは論ずる必要があると思つておる。住民税を九百円から千四百五十円に上げましたのは、御承知の通り住民税は一種の人間學的な性格を持つものであります。所得の多い者、有産者も、無産者、非常に所得の少ない者も、住民税が課せられる割合におきましては、ほとんどかわりません。住民税千四百五十円のうち、その三分の二までは人間頭割、もしくは人間頭割と同じ性質をもつ家屋、その他の賃貸價格によつてわけられるのであります。所得によりまして、つまり無産者も有産者も、その立場において納稅するといふ割合になるものは、わずかの部分にすぎない。ごういふ封建的な、頭数にかけるという税金が大幅に増徴されることは、とりも直さず國民のすべての者、特に下層階級における勤勞階級に多額の税金をかけるという、いわゆる大衆課稅の最も惡質なものだと私どもは思つておる。ごういふものごういふものを増徴したごういふは、今の吉田内閣の反人民的な性格があると私どもは言わざるを得ないのであります。地租、家屋税の増税に至りましては、これは同様にまわりまわつてその負担をなす者は、國民の多

敷を占めるいわゆる勤勞階級でありまして、その上に立ち、そらうしていろいろな形で搾取しておる独占的な資本家はもちろんのこと、その他の有産者あるいは所得の多い者、財産の多い者、こらういふ者には、まつたく課税がされないと結果になることを私どもは指摘したのであります。この委員会において明らかになりましたところによりまして、家屋税の値上げによつて、そのしわ寄せとして、いわゆる家賃その他が上げられるのであります。これは家を持つておる人にかかる税金であります。その税金がただちに家賃の値上げによつて借家人に轉嫁される。このことを前提としてこの家屋税の値上げがなされておることが明らかになつたのであります。このことは申すまでもなく借家をしておる借家人にすべつてのものがかかつて来て、家を持つておる家主にはかからないといふことを意味するものであります。また地租も同様であります。地租の値上げによつて損をいたす者は地主ではなくて、この土地を借りて耕作をしておりますところの小作人に、小作料の値上げとなつて轉嫁される。このこともこの委員会において明らかにされたところでありまして、小作料の値上げ、このことは非常に大きな問題であります。日本には終戦後昭和二十年の十二月八日、かの農民解放に関する連合軍からの指令によりまして、農地改革、土地革命が現在進行中でありまして、この農地改革、土地解放、こらういふ問題は、とりも直さず日本の民主化を阻んでいふ最も本質的なものとしての日本の土地所有關係、農業状態、これに対する根本的な改革であつたわけでありまして、

が、この農地改革におきましては、土地を實際に耕作し、農業生産物を生産しておる働かざる農民のために、今までの封建的な束縛を解除して、この利益を擁護するといふことが根本の目的となつております。しかるに地租を値上げして、その値上げした分だけを、小作料の値上げによつてこれを小作人に轉嫁するといふこの改正案のやり方は、この農地改革、土地革命の根本を動かすところの、非常な時代錯誤の反動的な措置でありまして、私どもの断固として反対せざるを得ないところであります。こらういふ点で特に労働者の賃金と、米價が他の物價に比べて非常に安いところをに押えられておる現在、こらういふふうに地租の値上げ、従つてまた小作料の値上げといふ措置は、日本の農民を壓つて、農業生産に全力を盡すといふ方向にやらずに、逆に土地放棄あるいは耕作放棄の方向へ追いやることに結果として必ずなる。従つてまた日本における食糧問題につきまして、非常に重大な悪い影響を与えるのではなからうかと私どもは見えておるのであります。こらういふ点でこの地租値上げの問題も、一種の非常に悪質な改正案だ。つまり改悪だ。こらういふふうに私どもは断ぜざるを得ないのであります。入場税問題につきましては、これは本委員会において、すべての方々が同様に認められたところでありまして、世界にないほど高い税率をかけておりました、当然この改正案におきましては、大幅に入場税の税率を引下げるべきはなかつたのであります。全部の委員諸君が賛成しながら、しかもこれをなし得ない、この状態につきまして、私どもは絶対多数を占めておる民主自由党の諸君であります。先ほど委員長が交渉の結果の報告をなさいましたが、これは関係当局の絶対命令でなく、議員諸君を拘束するものでない。こらういふことが報告されております。私どももその思ふのであります。國の法律をきくめ、あるいは國の予算を決定するのは國会の権限でございます。従つてわれわれはまた日本の文化を擁護し、文化國のために家として民主的なりつばな國をつくるは、映画、演劇等の入場税をこゝで引下げるべきであるといふ意見に一致するならば、何ものにも恐れずにこれを國会の意思として決議すべきだと思ふのであります。それにもかかわらず、みんながそれを必要だと知りながら、國会の自主性の前に逡巡逡巡して、みづから國会の權威を失墜するような態度に出ることに、断固としこ私どもは反対せざるを得ないのであります。信ずるところ、われわれの権限によつてなら、なし得るものは、断固としてなすべきでありまして、特に國會で多数を擁する民主自由党の諸君の、こらういふ点での奮起を私どもは望んでやまない全体であります。特に私はこの案がこととして論じられておる過程を見まして、たとえば入場税問題の一点を取上げて見ても、税率を引下げるのと同時に、入場税の増徴が可能であるよらな措置をとらうとされた本委員会の

空気につきまして、非常にこれを残念に思ふものであります。入場税の引下げを私どもが論じますのは、今日國民大衆に与えておきますところの、文化的、あるいは藝術的な精神生活をゆたかにする、こらういふ面での負担の軽減をもちたらしい。こらういふ見地から論じておるのであります。こらういふ見地ではない諸君の方は、入場税を引上げると同時に、入場料の統制を撤廃するといふ形で業者の利益を擁護しようとする、こらういふ方策をとつていられたかに私は見受けたのであります。業者の利益を保護すること、もとより必要であります。しかしそれより先に國民生活がこれほど窮乏に追い込められているとき、せめて映画、演劇のごとき娛樂、あるいは教育を意味するところの文化機關に対する國民大衆の容易な鑑賞といふ道を開く意味で、入場料金の引下げといふ意味で、入場料金の引下げを要求しておるのであります。必ずしも資本家階級を利益する、擁護する、こらういふ見地からではないのであります。こらういふ見地から見ましてわかる通り、あるいは家主を、あるいは地主を、あるいは業者を利益させる、こらういふ点から改正がなされておる点に對しまして、日本共産党は根本的に反対せざるを得ないのであります。

第三の点といたしまして、これも足鹿委員が触れたところでありまして、地方税を改正して、大幅に人民大衆に増税を課す。従つてまたこれはなかなかとりかかろうといふ見通しから、滑溜処分その他罰則において、非常に苛酷な支配的、彈圧的な措置をとらるべきとせられたことでもあります。こらういふ点は政府の原案に對して、関係当局

できえ、入江法務局長官の語るところによりまして、これは行き過ぎであつて、憲法違反の疑いがあると言われたいであります。本委員会におきましては、共産党初めその他の諸黨から、断固としてこの憲法違反の点を追究したのであります。これが削られたことはまことにけつこうだと思つておられます。しかしなお不納煽動その他の罪を設定しまして、納税者の自主的な、公正な納税に對する運動を彈圧するよらな用意をなされておられることにつきましては、やはり私どもはこれに反対せざるを得ないのであります。私どもは地租の値上げ、家屋税の値上げ、あるいは入場税のこらういふ意味での増徴につきましては、断固として反対いたしますが、それでは逼迫した地方財政をどうする、こらういふ議論が出るのであります。これにつきましては、根本的に、今の國のつておる地方自治体に對する財政的な圧迫、一方的な負担の轉嫁、こらういふやり方を根本的に改革すべきだと私どもは思ふのであります。こらういふ形で人民の收奪を強化するといふ道でなく、現在の税法の中でも、なおたくさん税金のつけられる道を私どもは知つておるのであります。これは予算委員会におきまして、大蔵大臣の言つたことでもあります。が、すでに今日までも、たくさん國及び地方税を出し得る有産者階級、もしくは資本家階級の中に、たくさん脱税をやつておることがここに明らかにされておられます。これは四月二十三日の大蔵委員会における平田主税局長の答弁であります。こらういふことを言つておられます。昨年九月査察部といふものを設けて、鋭意大きな調

査漏れの所得の捕捉に努めておるわけ  
でございますが、最近の集計によりま  
すと、調査の結果ふえた税額が六十一  
億くらいという実績があつておりま  
す。そういうところから申ししまし  
ても、相当大きな税額があるというこ  
は事実でございます。一億以上の差額  
を発見した例も決して少くないので  
ございます。……こういうことを言つ  
ておきます。またその例として、一例  
だけ申し上げますが、東京都中野区中  
野税務署で摘発したところの、小  
久保産業に対する昭和二十三年所得  
の脱税は、実に一億円だつた。こうい  
うふうにして脱税が非常に行われてお  
り、しかもこの脱税を摘発しておりま  
すのは、たとえばこの小久保産業の場  
合ですと、中野民主商工会の諸君が、  
この小久保産業の脱税を摘発すべく大  
きな民衆運動を起した。その結果とし  
て、税務署がこれをわずかに捕捉し得  
た、こういう例になつてゐるのであり  
ます。こういう例は私の手元にたくさ  
んございますが、特に本国会で政府当  
前からの御発表の例だけを申し上げた  
わけでありませう。こういう一例から見  
ましても、脱税がたぐさんある。所得

税の脱税があれば、当然地方税として  
の事業税が脱税されておるわけであり  
まして、こういうものを摘発すること  
によつて、こんなけちくさい地租や、あ  
るいは家屋税を増徴するといふ大衆課  
税の方策をとらなくても、當然増徴す  
ることはできるわけでありませう。この  
ためにもたとえは不納煽動あるいは滞  
納処分とかいふ、人民の弱い部分、あ  
るいは民主的な運動を弾圧するとい  
ふ、こういう詰らない反人民的な、反  
民主主義的な、彈圧方策をとらないで、

むしろ民主商工会のごとき、公正な納  
税と、不当な脱税を摘発する、自主的  
な運動を助長する、こういう方途に向  
うべきだと私も考へておるのであり  
ます。しかるに本案におきまして  
は、弱い者をいじめて、そして例のト  
ラックを乗りまわして差押え、競賣と  
いう恐るべき過酷な、殺人的な徴税方  
法をとらうとしておられることに對し  
ましては私も民主主義に逆行する  
方向として、これと断固として戦いた  
いと思つております。

以上簡單であります。要約いたし  
ますと、本改正案は特殊な独占的な責  
任を助けるための國の方策の犠牲とし  
て、地方へ負担を轉嫁し、その地方  
負担をさらに最も國民の下層に在る人  
民大衆に再轉嫁するといふ、賤買な法  
令であると断ぜざるを得ないのであり  
まして、國民大衆の生活と日本の自主  
的な産業の発展を擁護したい立場に立  
つ共産党としましては、全面的に本案  
に反対せざるを得ないのであります。

○中島委員長 井出一太郎君。  
○井出委員 新政治協議会も、この原  
案に對しては反対をいたすものでござ  
います。すでに前討論者によつて幾多  
指摘せられておられますからきわめ  
て簡單に申し上げますが、政府は  
中央、地方を通じての均衡予算とい  
ふようなことをしきりに強調いたして  
おるのであります。この地方税の値上  
げその他は、中央財政のしわを地方財  
政へ持つて来ておいかせるといふ  
ものであります。はなはだ理論的に  
も首尾一貫しないものである。このよ  
うに思ふものであります。ことに地方  
配付税の問題で、ことさらに法律で定  
められたものを、法の改正まであえて

いたして、三十三コンマ何がしとい  
う率を十六コンマ何にしに引き下げる  
その不足を埋め合わせるために家屋税、  
地租の増徴はいたすし、また住民税を  
引上げる。こういうふうな矛盾は、す  
でに他の諸君によつても指摘せられた  
通りであります。ことに地租、家屋税  
といふものは、土地あるいは家屋を主  
たる生産手段としております地方農  
村にいたしましては、非常に影響が重  
大でございます。さなきだに農村恐  
慌が押し寄せて参つておるといふ矢先  
にあたりまして、こういうふうなもの  
は地方農村の負担を一層多からしめる  
ものである。かような観点から反対を  
せざるを得ないのでございます。さら  
にまた住民税の増徴は、これは申し上  
げるまでもなく、かつての悪税であり  
ました戸數割を、ここに再現するとい  
うような観点からいたしまして、こ  
れにはとうてい賛成しかねるものがあ  
るのでございます。そのような意味合  
いから、今日すでに地方財政というも  
のは危殆に瀕しておつて、都道府縣等  
においては、予算の構成がまつたくで  
きないで、さじを投げ出すやうにして  
おる状況である。市町村等におきまし  
ては、公選の市町村長等が、何百人とい  
うほど職を去るといふやうな状況が出  
て参つておるのでございます。政府は  
この地方が抵抗力が弱く見ているか  
どうか知りませんが、中央財政の犠牲  
に地方財政を供しておるといふように  
思われてならぬのであります。先ごろ  
二十四年度予算に對しては、われ  
／＼は反対せざるを得なかつたので  
ございますが、それと一貫した意味  
におきまして、この改正案には反対  
の意思を表明いたすものでございま

す。修正案につきましては、もちろん  
この程度の修正をもつては、不満  
足ではありますけれども、次善三善  
の策としまして、修正部分には賛意を  
表しまして、他の原案には反対をいた  
す次第であります。

○中島委員長 千葉君。  
○千葉委員 私は修正案に對しまして  
は賛成をいたし、また同時にその他の  
條文につきましても、不満足ではあり  
ますけれども、賛意を表するもので  
あります。従来政府におきましては、  
特に大藏官係におきましては、地方の  
実情を無視し、地方民の利益をふみに  
じり、そして先ほどお述べになりま  
したやうに、あるいは負担の増徴とい  
うやうなことを如実に示しておるの  
であります。これらの点につきまし  
ては、もとより反対であります。しか  
し現在の地方の実情を見ますと、自治  
体の運営が極度に困つておるのであり  
ます。そこでこの財源として与えられ  
たものは、まことに適當ではございま  
せんけれども、一応これらのものをし  
て地方運営の収入に充てるということ  
の方が、かえつて地方自治団体の運営  
を円満ならしむるゆゑでないかとい  
うふうにも考えられるのであります。

そこで私はまことに不満足ではありま  
するけれども、これに賛成いたします  
るが、ただ希望をいたしまして、政府  
は今回来朝されたシャープ使節の財政  
計画を検討するにあたりまして、特に  
三つの点に對しては、十分努力して  
いたしたいと思います。その一つ  
は、地方自治の完成の裏づけとなるべ  
き確実なる財源を、必ず責任をもつて  
確保する、この一事であります。さら  
に第二におきましては、次の臨時議會

に、地方民の負担を軽減する措置を講  
せられたい。これは財源がないとは申  
されませんが、先ほど社会党、並びに共  
産党からもお示しがありました。格  
格調整費の問題にいたしまして十分  
余裕があります。さらに現実の問題と  
いたしましては、賠償諸費とか、これ  
はほとんど不要になつたのであります  
から、これらのものをもつて、地方民  
の負担軽減に充てられることはもう明  
らかであります。これらの問題を地方  
民の軽減に充てるかどうかということ  
は、いわば政府の政治力であり、また  
木村國務大臣の今後の努力のいかんで  
あると思つておるのであります。か  
ら、この点をぜひ次の臨時議會に提案  
してもらいたいということが第二であ  
ります。

第三におきましては、政府は今回地  
方財政の改正にあたりまして、單に自  
分の所管する地方財政とか、地方税制  
とかいふことにとどまらず、もう  
少し廣く、たとえば公共事業費、その  
うちの六・三割災害復旧費といふやう  
な問題につきましても、もう少し親切  
に、総合的に勘案して、地方民のため  
に、また地方自治体の育成のために、  
さらに一段の努力を拂つてもらいた  
い。これは單なる希望ではございま  
せん、私もこの法案に賛成するゆ  
えんのものも、臨時的であるという点  
について賛成しておるのであります  
して、今回のシヨープ博士の來朝を機と  
して、税制を改革するにあたりまして  
は、中央集権をやめて、眞に地方の自  
治の一体となるべき財政措置がほしい  
のでありますから、その点につきま  
して、政府はほんとうに決意をして、  
自治の完成に努められたい。こう思

つて、政府はほんとうに決意をして、  
自治の完成に努められたい。こう思

のであります。以上の条件を付し、本法案に賛成するものであります。

○中島委員長 龍野君

○龍野委員 私は民見を代表いたしまして修正案を含む本案に賛成の意を表するものであります。今日國民の負担力がその限度に達してゐる。國民が重税に悩んでおることは御承知の通りであります。しがしまた地方自治体が財源難のために、ほとんど財政的危機に瀕しておることも事実であります。従いまして地方自治の健全なる発達をはかる上におきましては、國民の窮状と地方自治体の窮状とを調和する一点において、何らかの打開策を講じなければならぬ差迫つた事情に迫り込まれておるのであります。こゝういふ意味におきまして、國民の實質的増税にならない範圍において、國民にある程度の負担をかけるということも、まことにやむを得ぬ次第ではなからうかと存するものであります。今般政府の原案として住民税及び地租家屋税の増税が見込まれるのであります。これも形だけは増税でありますけれども、しかしながらその内容をつぶさに検討いたしてみますれば、これは國民に対する實質的な増税とは、われ／＼には解され得ないのでありますと申し上げますのは、木村國務大臣の提案理由の説明にもありました通りに、昨年中におけるところの物價ベースの引上げ、あるいは賃金ベースの引上げ、そゝういふものに対する算術的な引上げである。住民税を千四百円にいたしたといふことは算術的な引上げである。これがために國民に対する實質的な増税ではないといふふうにはわれ／＼は解するのであります。また地租家屋税のごときにおき

まして、今日土地賃賃價格が低きに失しているといふことは、ほとんど何人も異論のないところでありませぬ。願わくは私はこの土地賃賃價格を、時價に相應する程度に引上げることこそ急務であらう、そして國民の負担の公平をはかることが必要であらうと存するのであります。この意味におきましてその低きに失する土地賃賃價格の、この附加税を引上げることとはこれもやむを得ぬ次第である。先ほどこれがために借地人、借家人に轉嫁されるおそれがあるといふ話がありました、この借地借家に対する價格は統制されておるわけでありまして、私はこれがために必ずしも借地借家人に轉嫁されるものとは考へておりませぬ。こゝういふ意味におきまして、今般提案されました住民税並びに地租家屋税の引上げは、國民の實質的な税金の引上げではないといふふうには解りましたして、賛成する次第であります。

修正案について見ますならば、先ほども修正提案の理由にありました通り、政府案の徴税方法の強化は、自治体という本質から見まして、政府原案にまさり過ぎがある、今般この強化を認めない、従前の例によるということがごときことは、まことに時宜に適合した、健全法律的に見て妥當な修正案と存するのであります。脱税者並びに反税煽動者に対するところの罰則の強化は、これももう論ずるまでもない。いやしくも納税は國民の重大なる義務である以上、私は脱税者を保護し、あるいは反税煽動者に有利なるがごとき法律の存在することは、國民として忍ぶべからざることであります。これらに對しては、嚴罰をもつて臨むべきことは當

然であるといふ意味におきまして、今度の強化に賛意を表する次第であります。また改正案のうち、動物園、植物園、博物館等に対する規定を明分化したのであります。これも政府の説明によりますれば、これは税の軽減であるといふ説明であつたのであります。しかしながらわれ／＼はしかく解釈いたしません。やはりかかる税金の對象となるべからざるものを對象にするといふ考へ方が間違ひである。従つて今般の修正においてこれを現行法にものとすといふことは、これも非常に適切な修正案と存する次第であります。以上申し述べました通り、修正を含む原案にはわれ／＼は全面的に賛成いたします。

しかしながらこの改正案は先ほどもお話がありました通り、われ／＼はあくまで暫定的なものであることを希望いたしました。と申しますのは、國及び地方を通する國民負担の公平を期するのための全面的な改正が、すでに計画され、それがためにシャウ博士も來朝いたしましたのであります。この際地方自治の健全化をはかるために、何はさておいても、地方に有力なる財源を与える、この一点であります。今日地方税はほとんど國で取上げた残りの、いわゆる残飯程度の税が、はなはだ多い。こゝういふことではいかほど地方自治の振興を叫んでみましても、それは絵に描いたもちであらう。地方自治の振興をはかるためには、要するに有力なる財源を興える、この一点を叫びたい。こゝういふ意味におきまして、近く行わるべき國及び地方の税法の全面的な改正の際には、こゝういふ見地から木村國務大臣におきまして、地方

をして、安心して自治がやつて行けるよう、全面的に努力を拂われることを希望して、修正案及び原案に賛成いたす次第であります。

○中島委員長 この際委員の御承諾を得て、委員長より政府に確かめたい点がありますが、確かめることに御異議ありませんか。

○中島委員長 御異議なければ、私より政府にお伺ひいたします。

この地方税法の附則の第二項の電氣、ガス及び運送業に対する事業税に關する地方税の賦課方法であります。御承知の通り電氣、ガス供給業は公益事業であります。経営はなか／＼困難のようでありませぬ。この料金を引上げると、一般の需要者も困りますが、一面また経営者も、ここに改正したる税額を負担することは、困難の情勢にあるのであります。ここに物價統制による統制額があるときは、昭和二十四年四月一日以後において、それ／＼統制額が改訂されたときの属する年度の地方税から適用する。とありますが、これらの経営者は何れも法人でありまして、この年度の意味は、事業年度であるかあるいは會計年度であるかが不明確であります。私どもの考へとしては、この統制額が改訂されたから地方税を適用されるということが適當ではないかと思ふのであります。しかしそゝういふことは税法を修正することになりませぬので、私から申せば、地方税はその統制額の改訂されたときに属する事業年度の地方税から適用する。こゝういふふうには解釈することが適當ではないかと思ふのであります。これについて、政府のお考へはどうか、おんが……

伺ひしておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 当局の方でも、委員長の御趣旨の通りに解釈しており、これはいづれ通牒をもつてそれ／＼通達を發したいと思つておる次第であります。

○中島委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

○中島委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。五派共同提案の修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

○中島委員長 起立多数。よつて修正案は可決されました。

次に修正案を除く原案について採決いたします。原案に對し賛成の諸君の御起立を願ひます。

○中島委員長 起立多数。よつて地方税法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

な本法案に對する委員会報告書作成につきましては、先例のごとく委員長に御一任願ひたいと思ひますが、いかがでありませうか。

○中島委員長 御異議なしと認めまして、さようとはからいます。

○谷口委員 地方税法の一部改正の法律案は通つたわけでありませぬが、そのほかに昭和二十四年五月十八日に、地方税法の一部を改正する法律案として、議員から提出された第四百四十八條中「及び雜費」というのを、「雜費及び附屬」といふふうにかえるという議案が、この委員会に論議されておるおんが……

○中島委員長 明日日程に上せまして、午前十時からやりたいと思います。

○中島委員長 次に請願を議題として、その審査に入ります。本日の請願日程は、去る二十日の委員会において延期した四つの請願、及びさきに大蔵委員会に付託になりました請願中、去る十九日附公報の正誤により、本委員会に付託になりました三つの請願であります。

まず日程第一の、世田谷区の民主商工会代表釈放に関する請願、岡田春夫君紹介第六七二号は、昨日紹介議員岡田春夫君より取下げを申し出でられておりますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○中島委員長 日程第二、奈良の彫刻に対する事業税免除の請願、前田正男君紹介、第一四六〇号を議題といたします。

本請願の要旨は、奈良の彫刻は千年の歴史と傳統を持ち、わが國獨特の藝術として世界的に知られてゐるが、今回の税制改革に伴い、彫刻は室内装飾品として生産税の課税対象となつたため、有力作家の轉産業統出し、彫刻界は衰微の一途をたどりつつある。ついで、美術品であり、宗教上に欠くことのできない彫刻の発達をはかるため、従前通り絵画と同一部類として取扱ひ課税されたいというのであります。これは相当地に理由があると思ひますから、採択して内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議がなければさよう決定します。

○中島委員長 次に日程第三、山口縣下の市財政救済に関する請願、青柳一郎君紹介、第一五七二号を議題といたします。

本請願は経済九原則の厳行によつて、健全財政の建前から、地方附付税は減額され、市債は極力圧縮せられる方針であるが、かくては窮乏した市財政はとうてい運営できず、災害復興の実施は中途で休廃止するのほかに、六・三制に伴う新制中學の建設計画もその半ばにおいて挫折し、せつかくの新学制による教育の崩壊を來たすものと考へられるので、配付税地方分与額は現行法定率の通りとし、市債は必要額に限り許容せられ、かつ償還年限を延長し、また國庫支出金を増額(全額)し、市財政を救済せられたい。なお入場税は全額を警察消防費の支弁に充当するよう市へ全額委譲せられたい。

右各項は山口縣十市会議長会において、満場一致決議いたしましたので、ぜひ御採擇されますよう請願いたします。こゝういふ趣旨であります。採択して内閣へ送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中島委員長 次に日程第四、炭鉱労働者住宅に対する不動産取得税免除の請願、神田博君紹介、第一六五八号を議題といたします。これは文書表も何もないのであります。

○谷口委員 私は紹介議員ではないのですが、炭鉱労働者が小さなバラックを建てた場合でも、不動産取得税がかかるのでありまして、これはたとへば開拓者の場合は、國から補助をもらつて建てたバラックにも税金がかかる。しかしこゝういふことは、実体から言つても理論的に言つても不当だから、不動産取得税をかけないようにしてほしいという意味だろうと思ひます。だからこれは当然なことだと思ひます。

○中島委員長 これは採択して内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 さよう決します。

○中島委員長 次に日程第五、映画、演劇入場税軽減の請願外一件、塚田一郎君ほか一名紹介、第四一〇号を議題といたします。これは当委員会においても、地方税法の一部を改正する法律案の審議にあたり、最も熱烈に論議されたところであり、文化國家再建途上これが基準をなすものでありますから、映画、演劇の入場税軽減はまことに妥當なものと認めますので、これを採択の上送付いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 それではさよう決します。

○中島委員長 次に日程第六、藝術奨励のための文化運動に対する入場税免除の請願、早稻田柳右工門君紹介、第一〇四〇号を議題といたしますが、これも日程第五と同様、まことに妥當なるものと認めまして、これを採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 さよう決しました。

○中島委員長 次に日程第七、引揚促進映画の入場税免除に関する請願、安部俊吾君紹介、第一二五九号を議題といたします。本請願の要旨は、映画「異國の丘」は数千万の殘留者家族に温かい希望を與える意図から製作された、引揚促進の映画であるから、入場税は特に免除されたいというのであります。これも採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○中島委員長 さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。午後二時七分散会

〔參照〕  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
請願に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕